

令和3年度第1回 狛江市国民健康保険運営協議会 議題説明書

議題

(1) 狛江市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について

【資料】 狛江市国民健康保険運営協議会委員名簿

- ・会長及び会長職務代理者の選出については、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益代表委員の中から選出することになっています。
- ・事前に公益代表委員4名で、会長に太田久美子委員、職務代理者に小野寺克己委員と協議いただいております。ご異議等あれば事務局までご連絡ください。

(2) 報告事項

① 令和2年度狛江市国民健康保険特別会計決算について

【資料】 資料1 令和2年度狛江市国民健康保険特別会計決算

- ・令和2年度の国民健康保険被保険者の年間平均世帯数は、12,080世帯、前年度12,194世帯から114世帯、0.9%の減でした。
- ・令和2年度の年間平均被保険者数は、17,088人、前年度17,422人から334人、1.9%の減でした。
- ・資料記載の決算数値等については狛江市議会での審査終了前のため決算見込みとして報告させていただきます。
- ・歳入合計は、7,508,953,088円、前年度に比べて276,913,799円、3.6%の減となります。主な減額要因は、被保険者数の減によるものです。
新型コロナウイルス感染症に係る減免によって保険税調定額が下がりましたが、その分については全額国や都の補助金によって賄われています。保険税の徴収率については、当初予算積算時の想定より下がった状況がございます。
- ・歳出合計は、7,460,524,770円、前年度に比べて288,394,672円、3.7%の減となります。主な減額要因は、歳入と同様被保険者数の減によるものです。
総務費については、隔年の被保険者証一斉更新の未実施年度により減額になっていません。
- ・歳入から歳出を差し引いた差引額48,428,318円を令和3年度へ繰り越しいたします。
(資料P6)

② 令和3年度狛江市国民健康保険特別会計予算について

【資料】 資料2 令和3年度狛江市国民健康保険特別会計予算

- ・令和3年度歳入歳出予算の総額は、7,416,456,000円、前年度に比べて372,014,000円、4.8%の減となります。
- ・歳入については、被保険者数の減および新型コロナウイルス感染症による収入減を見

込み、保険税が減額となっています。

また、国庫支出金はシステム改修に対する補助金が無くなることにより減額、都支出金は被保険者数の減により減額となっています。

・歳出については、総務費は隔年実施の保険証一斉更新があることにより増額、保険給付費及び国民健康保険事業納付金は被保険者数の減により減額となっています。

③狛江市国民健康保険データヘルス計画の中間評価及び令和2年度の実施状況について

【資料】狛江市国民健康保険データヘルス計画－中間評価－

・狛江市国民健康保険データヘルス計画については、平成29年3月に策定し、これに基づき5つの保健事業を実施しています。計画期間は令和5年度までです。

・令和3年3月に、中間年度における評価を行い今後の取組と改善について整理しました。P4からP12まで計画全体について、P13からP22まで個別事業について記載しています。

・計画全体として、国保担当の保険年金課と健康増進担当の健康推進課の連携体制が強化されてきていることや、医師会からの助言や東京都国保連合会からの支援等、保健事業に取組む体制は整ってきている一方で、各保健事業の参加率や実施率が伸びていない状況や、一人当たり医療費が増加傾向にある実情がございいます。(資料P12)

・計画の方向性や目的は同様として、引き続き各保健事業について取組を推進していきます。また今年度から本協議会に薬剤師会から委員としてご参加いただいておりますが、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等とも連携しながら進めてまいります。

・個別事業については、まず特定保健指導について、内容の満足度も高く指導の成果が出ているが、男性や若い世代の参加率が低い状況がございいます。男女別の参加勧奨パンフレットの作成やオンライン面談の導入等、工夫してまいります。(資料P14)

・糖尿病性腎症重症化予防事業については、参加者へ感想等を聞きおおむね好評を得ていますが、参加率の減少や途中辞退者がいるという状況がございいます。主治医からの対象者への働きかけを依頼したり、事業者任せではなく参加者へ市職員から直接事業の効果等を伝えモチベーション向上を促す等、行ってまいります。(資料P16)

・受診行動適正化指導事業については、指導後の受診行動を見ると一定程度の効果は見られている一方で、参加率、終了率が減少している状況でございいます。参加勧奨通知を見直すとともに、初回の指導方法等を事業者と連携し検討してまいります。(資料P19)

・健診異常値放置者受診勧奨事業については、対象者の特性に合わせ表現を変えた通知を送付していますが、さらにわかりやすい通知となるよう、通知内容を見直してまいります。(資料P20)

・ジェネリック医薬品差額通知事業については、普及率が年々増加しジェネリック医薬品への切替が進んでおり、引き続き差額通知送付を実施するとともに広く被保険者への

周知もしてまいります。(資料 P22)

【資料】資料 3 狛江市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の令和 2 年度の実施状況について

・資料 3 においては、5 つの各保健事業における令和 2 年度実施状況について、報告いたします。

・特定保健指導については、令和 3 年 5 月 26 日現在の法定報告速報値として、対象者 565 人に対して参加者 152 人終了者 106 人です。目標値の保健指導実施率 40.0%に対し 18.8%、指導対象者の減少率 10.0%に対し 1.7%となっております。実績値の確定は 11 月ごろの予定です。(資料 P 1 ~ 2)

・糖尿病性腎症重症化予防事業については、対象者 378 人に対し参加者 18 人終了者 18 人です。目標値の保健指導参加率 20.0%に対し 4.8%、保健指導終了率 100.0%に対し 100.0%、指導終了者の検査値改善率 65.0%に対し 90.0%となっております。終了率向上とプログラムの質の向上のため、令和 2 年度から事業者が実施する指導後に直接市職員から参加者へ感想等を聞いています。(資料 P 2 ~ 3)

・受診行動適正化指導事業については、対象者 280 人に対し参加者 29 人終了者 22 人です。目標値の指導参加率 25.0%に対し 10.4%、指導終了率 97.0%に対し 75.9%、受診行動適正化率 82.0%に対し 91.0%、医療費減少率 82.0%に対し 56.7%となっております。(資料 P 3 ~ 5)

・健診異常値放置者受診勧奨事業については、対象者 159 人に通知を送付し通知後の受診者は 10 人です。目標値の対象者への通知率 100.0%に対し 100.0%、医療機関受診率 15.0%に対し 6.3%となっています。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診受診開始が 7 月後半からとなったためそれに合わせ受診券発送直前の 7 月に通知を送付しました。(資料 P 6)

・ジェネリック医薬品差額通知事業については、1,785 通発送し、累計通知者は 4,680 人となりました。目標値の対象者への通知率 100.0%に対し 100.0%、ジェネリック医薬品普及率 72.5%に対し 75.2%となっています。(資料 P 6 ~ 7)

④国保財政健全化計画の実施状況等について

【資料】資料 4 国保財政健全化計画の実施状況等について 国保財政健全化計画書

・国保財政健全化計画は、平成 30 年度国民健康保険制度改革により、一層の国保財政の健全化、法定外繰入金(赤字)の解消・削減が求められる中で、区市町村に策定が義務付けられたものです。

・国の通知により、東京都が東京都運営方針に、「区市町村国保財政健全化計画」に基づき計画的・段階的に赤字を解消・削減するものと明記されたところで、市では令和 2

年3月に定量的な削減目標を盛り込んだ国保財政健全化計画を策定しました。(資料「計画書」P1)

・狛江市でも、国保特別会計の収支決算において一般会計からの繰入を行っておりますが、このうち法定外のもので収入不足等に伴う決算補填を目的としたもの等が赤字とされております。

・令和2年度においては、当初計画では0.55億円の削減予定を想定していましたが、実際には0.61億円増加してしまう結果となり、当初の計画通りの削減予定額で進んだとすると14年間で解消できない状況となっております。(0.55億円+0.61億円=1.16億円分の残額が生じている。)(資料4P2、資料「計画書」P3)

⑤新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険財の減免及び傷病手当金について

【資料】資料5 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び傷病手当金について

・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ一定の要件を満たした世帯について、保険税の減免を実施しています。

令和3年度は、令和2年度と同様の要件で、令和3年度保険税について、実施しています。(資料P1)

・令和2年度保険税についても、期限を延長して令和4年3月まで減免申請を受け付けることとしました。

・減免額に対する国の財政支援は、令和2年度は全額財政支援がありましたが、令和3年度については、国の調整交付金を積算するための市町村調整対象需要額に対する減免額の割合によって財政支援の額が決まってきます。令和2年度については、約2.4%であったので、令和3年度が同程度であれば10分の6相当額の財政支援があることになります。(資料P2)

・令和2年度実績としては、全体で329世帯に対し、56,381,200円減免を行いました。

・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金については、適用期間を令和2年1月1日から令和3年9月30日までとして、実施しています。(資料P2)

・国民健康保険の被保険者で給与等の支払いを受けている方について、新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった場合に、支給します。

・傷病手当金に要した費用については、国から全額補助を受けられる予定です。

・令和2年度実績としては決定者0人ですが、令和3年7月末現在では1人決定者がいる状況です。

(3) その他

・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令に伴い、今回書面開催とさせていただきます、ご協力ありがとうございます。直接説明が必要な方には、個別に説明させていただきますので、ご連絡ください。

・今回第1回の会議となりますので、委嘱状を同封させていただいております。

・議題にある「狛江市データヘルス計画」については、市ホームページの市政情報各種計画のページに掲載されています。印刷したものが必要な方には郵送いたしますので、ご連絡ください。

・今回の議題に対してご意見ご質問がございましたら、8月20日（金）までにご連絡ください。後日取りまとめて委員の皆様にごフィードバックいたします。

・次回の運営協議会は11月下旬頃を予定しておりますが、日程等については後日改めて事務局から連絡いたします。